商品概要説明書

	(令和7年10月1日現在)
商品名	住宅ローン(借換コース)
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80
	歳未満の方。
	なお、最終償還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定
	の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。
	○前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度税引前所得と
	します。)。
	○勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○団体信用生命共済に加入できる方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
	○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対
	象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
	①現在、金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸
	費用。
	②お借換えとあわせた増改築・改装・補修のための費用。
	③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債
	務の借換(以下「おまとめ住宅ローン」対応)と借換に伴う諸費用。
	○10 万円以上 20,000 万円以内とし、1万円単位とします。
	ただし、融資対象物件が共有の場合は、ご本人の持分比率の範囲内とします。
/#: 7. <i>△ 按</i> 百	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算
借入金額	上限額は、700万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額について
	は、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的
	型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。
	○3年以上40年以内とし、1年単位とします。ただし、現在お借入中の住宅
借入期間	ローンの残存期間内とします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、貸付期間は、住宅ローンに
	おける貸付期間の範囲内とする。
	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【固定変動選択型】
借入利率	当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。
	選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。
	お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。
	固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択
	することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲
	内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性がありま
	す。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない
	場合は、変動金利に切替わります。
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライ
	ムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適
	用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、
	次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート)が年 0.5%以上乖
	離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプラ
	イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日
	より適用利率を変更いたします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わ
	せください。
•	

返済方法	○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法) もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法) とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者で、他金融機関からお借 入中の住宅資金が年2回返済方式の方に限ります。)、特定月増額返済方式 (毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額 返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)の いずれかをご選択いただけます。 ○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合 は、ご返済額はその都度変更いたします。
担保	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。)に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ○借地上の建物などの場合には、当JAが指定する保証機関所定の審査基準により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)にご加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがございます。
保証人	○当 J A が指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用いた だきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	 ○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます (0.10%、0.15%、0.20%、0.25%、0.30%、0.35%、0.40%のいずれか。)。 【お借入額1,000万円あたりの一括支払保証料 (0.20%)(例)】 お借入期間 10年 20年 30年 35年 40年 保証料(円) 85,450 148,380 191,370 206,140 217,580 ②分割払いお客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証会社へ支払います。この場合、お借入利率は年0.10%~0.40%上乗せされた利率が適用されます。
団体信用生命共済	○当 J A所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。なお、共済掛金は当 J Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 □体信用生命共済名 加算利率 団体信用生命共済 なし 長期継続入院特約付団体信用生命共済 年 0.1% 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年 0.1% 団体信用生命共済 (連生) 年 0.1% 三大疾病補償特約付団体信用生命共済 年 0.1% がん保障特約付団体信用生命共済 年 0.1% がん保障特約付団体信用生命保険 年 0.1% がん保障特約付団体信用生命保険 年 0.1% がん保障特約付団体信用生命保険 年 0.2% 団体信用生命保険 (連生) 年 0.2%
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.3%
手数料	 ○ご融資の際、保証機関に対して 33,000 円の事務手数料 (消費税等含む。) と当 J Aに対して 33,000 円の貸出事務取扱手数料 (消費税等を含む。) が必要です。 なお、手数料定率型をご利用される場合には、上記貸出事務取扱手数料とは別に、お借入金額に 2.20%を乗じた手数料 (消費税等を含む。) が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料 (消費税等含む。) が必要です。(J Aネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料) 繰上元金 手数料額 100万円未満 5,500円 100万円以上 500万円未満 11,000円 500万円以上 33,000円

	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、保証機関に対して返戻保証料の範囲内で次の事務取扱手数料(消費税等含む。)が必要です。①全額繰上返済の場合・・・・11,000円(保証機関)②一部繰上返済の場合・・・・5,500円(保証機関)〇ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、当JAに対して5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。〇固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は、当JAに対して5,500円の取扱手数料(消費税等含む。)が必要です。
出産・育児休業特例 (元金据置)	○ご本人または連帯債務者の方が、出産・育児休業取得中、もしくは取得予定の場合において元金据置をお申込みいただけます。 ・元金据置にはお申込みが必要です。 ・元金据置は、お子さま1人あたり最長24か月、計2回(最長48か月)までお申込みいただけます。(※双子等の多胎児の場合も最長24か月となります) ・元金据置は、約定(元利金)返済を6回以上行っていただいた後、お申込みいただけます。 ・お申込時には、約定(元利金)返済を6回以上行っていただいた後、お申込みいただけます。 ・お申込時には、出産・育児休業取得の確認資料として勤務先が発行する所定の資料等の提出が必要となります。 ・元金据置期間中も利息の支払いは必要です。 ・住宅ローンの最終期日は延長しませんので、元金返済再開後のご返済額は元
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	金据置前より増加することにご留意ください。 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A信用部信用課(電話:086-225-9835)にお申し出ください。当 J Aでは 規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けて おります。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A信用部信用課または J Aバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。)
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAローンセンターまでお問い合わせください。 ○1億円超のお借入れの場合は、ご選択いただける団体信用生命共済(保険)の種類が一部制限されることがあります。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。 ○お申込みは当JAローンセンターのみとなります。